

令和5年度 第1回県央地区保健医療福祉推進会議 資料2

協議:令和5年度病床整備事前協議について

目次

本資料で、今年度の病床整備事前協議の大まかなスケジュールと令和5年4月 1日時点の既存病床数について報告させていただきます。

- 1. 事前協議の目的
- 2. 令和5年4月1日時点の既存病床数について
- 3. 今後のスケジュール

1. 事前協議の目的

- 病床整備事前協議は、二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、病床(療養病床及び一般病床)の機能別整備を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的とする。
- 当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏については、必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者からの事前協議を実施する。

2. 令和5年4月1日時点の既存病床数について

<療養病床及び一般病床>

| 二次保健医療圏 | 基準病床数 | 既存病床数 | 差 引 |
|---------|--------|--------|-------|
| | А | В | B – A |
| 横浜 | 23,993 | 23,608 | △385 |
| 川崎北部 | 3,796 | 4,115 | 319 |
| 川崎南部 | 4,189 | 4,776 | 587 |
| 相模原 | 6,545 | 6,302 | △243 |
| 横須賀・三浦 | 5,307 | 5,098 | △209 |
| 湘南東部 | 4,064 | 4,417 | 353 |
| 湘南西部 | 4,635 | 4,638 | 3 |
| 県 央 | 5,361 | 5,333 | △28 |
| 県 西 | 2,809 | 3,092 | 283 |
| 合 計 | 60,699 | 61,379 | 680 |

[※] 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいます。
Kanagawa Prefectural Government

2. 令和5年4月1日時点の既存病床数について

<精神病床>

| 区域 | 基準病床数 | 既存病床数 | 差引 |
|-----|--------|--------|-------|
| | А | В | B – A |
| 全 県 | 10,992 | 13,369 | 2,377 |

<感染症病床>

| 区域 | 基準病床数 | 既存病床数 | 差引 |
|-----|-------|-------|-------|
| | А | В | B – A |
| 全 県 | 74 | 74 | 0 |

<結核病床>

| 区域 | 基準病床数 | 既存病床数 | 差引 |
|-----|-------|-------|-------|
| | А | В | B – A |
| 全 県 | 129 | 146 | 17 |

2. 事前協議の目的及び本日の協議事項等

事業の目的

- 二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、病床(療養及び一般)の機能別整備を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的とする。
- 当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏については、 ・必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者からの事前協議を実施する。

本日の協議事項

- 県央地域では、**既存病床数が基準病床数を28床下回っている**ことから、<u>"当地域の状況</u> が病床整備に関する事前協議の対象とするに足るものか否か"及び"事前協議の対象とする に足るものとなった場合の公募条件"について、意見聴取を行う。
 - ※なお、本日の意見聴取を踏まえ、本年9月頃を予定している第3回神奈川県保健医療計画推進会議において、事前協議に関する協議を実施する

2. 事前協議の目的及び本日の協議事項等

事前協議に係る公募条件について (対象とするに足るものとなった場合)

- 〇 県央二次保健医療圏の既存の医療機関の増床を優先とします。
- 回復期機能を担う病床(地域包括ケア病棟入院料又は回復期リハビリテーション 病棟入院料を算定する病床)を優先的な配分対象とします。

ただし、高度急性期機能を担う病床(ICU、HCU等)及び慢性期機能を担う病床(療養病棟入院基本料を算定する病床等)については、神奈川県医療計画及び神奈川県地域医療構想の県央構想区域との整合や、県央二次保健医療圏における需要等を考慮のうえで、配分を検討します。

○ 病床配分は、地域における医療需要、人材確保の計画の実現性、収支計画等の運営計画の実現性、地域医療連携への貢献、地区医師会・地域病院協会等からの推薦や承諾があること、等の視点で総合的に評価して行います。

※平成30年度、令和元年度と同じ公募条件としています。

【参考】過去の実績

| 時期 | 実施の要否 | 実施結果又は実施しなかった理由 |
|-------|-------|---|
| 平成30年 | 実施する | 【不足99床 → 85床配分】 ・湘陽かしわ台病院[80床(一般20、療養60)] ・医療法人社団緑野会みどり野リハビリテーション病院[5床(療養5)] |
| 令和元年 | 実施する | 【不足14床 → 応募なし】 |
| 令和2年 | 実施しない | 【不足14床】 ・14床と小さく、条件の見直しなどを協議すべきはずだった。平常開催※に戻ってから、しっかり協議して公募すべき。(※書面開催となったため) ・コロナ関係の緊急対応については、特措法で別途対応できているので、今年度は見合わせても実務上支障はない。 |
| 令和3年 | 実施しない | 【 不足14床 】 ・会議当日の意見無し |
| 令和4年 | 実施しない | 【不足15床】 ・感染症に対する医療を通常医療に持っていこうという議論が行われている状況であることから、今年も事前協議は行わず、今後医療をどうしていくのか方向性が定まったところで皆さんに提示してく方がよいのではないか。 |

Kanagawa Prefectural Government

3. 今後のスケジュール(予定)

- 8月第1回地域医療構想調整会議(地区保健医療福祉推進会議) 横浜、相模原、横須賀・三浦、県央の各地域では事前協議実施の要否及び実施する場合の公募条件を協議
- 9月第3回保健医療計画推進会議 事前協議の対象地域及び公募条件決定
- 10~11月 公募
- 公募後、配分可否の審査を行い、地域医療構想調整会議、保健医療計画推進会 議で意見聴取

第2回医療審議会(2月頃開催予定)への報告を経て、知事が審査結果を決定



Kanagawa Prefectural Government

•••保健医療計画推進会議

••• 地域医療構想調整会議

説明は以上です。